

宮崎県公報

令和3年11月15日(月曜日) 第 255 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療				
)の名称の変更	(障/	ぶい福祉	(課)	2
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称				
の変更	(//)	2
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在				
地の変更	(//)	2
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道:	路保全	課)	2
○道路の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(//)	3
○ 急傾斜地崩壊危险区域の指定		(私)防	:課)	3

公 岩

○県営土地改良事業計画の変更・・・・・・・・・・・(農村整備課) 3

告示

宮崎県告示第 890号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名	称	所	在	地	指定年月日
訪問看護		日向市大 番地	字塩見	14005	令和3年9月24日

宮崎県告示第 891号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひむか薬局西都平 田店	西都市大字妻平田1515 番地	令和3年10月9日

宮崎県告示第 892号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	再開年月日
美郷町立西郷歯科 診療所	東臼杵郡美郷町西郷田 代29番地1	令和3年10月1日

宮崎県告示第 893号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所	在	地	辞退年月日
医療法人いちき歯 科クリニック	日南市吾 -27	田東1	0丁目5	令和3年12月1日

宮崎県告示第 894号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

崎 県 公 宮 報

医師の氏名	従事する医	療機関	診療科目	指定年月日
区師の八石	名 称	所在地	砂原杆日	1日尼平万口
川越 誠志	医療法人慶 明会 おび 中央病院	日南市	内科	令和3年11 月1日
森 浩貴	県立延岡病 院	延岡市	呼吸器外科	令和3年11 月1日
柳田 洋平	医療法人相 愛会 桑原 記念病院	小林市	循環器内 科•内科	令和3年11 月1日
石田 翔太郎	医療法人 文誠会 百 瀬病院	日南市	整形外科	令和3年11 月1日

宮崎県告示第 895号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び 更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
五ヶ瀬調剤薬局	五ヶ瀬町	薬局	令和3年 11月1日

宮崎県告示第 896号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
五ヶ瀬調剤薬局	五ヶ瀬町	薬局	令和3年 11月1日
早鈴マリンバ薬局	都城市	薬局	令和3年 11月1日
訪問看護ステーションわ すれな草	宮崎市	訪問看護	令和3年 11月1日

宮崎県告示第 897号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、育成医療及び更生医 療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届 出があった。

令和3年11月15日

名 称	所在地	名	称	変更
	別在地	変更前	変更後	年月日
社会医療法人 慶明会 けい めい記念病院	国富町	医療法人慶 明会 けい めい記念病	社会医療法 人慶明会 けいめい記	令和3年 10月4日

宮崎県告示第 898号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う 指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があっ

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

念病院

名称	所在地	名	称	変更
石 你	別在地	変更前	変更後	年月日
龍水クリニッ ク	宮崎市	こぶしクリニック	龍水クリニ ック	令和3年 10月1日
社会医療法人 慶明会 けい めい記念病院	国富町	医療法人慶 明会 けい めい記念病 院	社会医療法 人慶明会 けいめい記 念病院	令和3年 10月4日

宮崎県告示第 899号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う 指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があ った。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	所名	変更	
白 你	別在地	変更前	変更後	年月日
合同会社訪問 看護ステーションハピネス	宮崎市	宮崎市大字 恒久1182番 地 4	宮崎市大字 恒久4107番 地2	令和3年 10月11日

宮崎県告示第 900号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年11月15日から同年同月29日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬	IΒ	13.3~ 18.8	76. 0

		1060番1か	新	15.4~	76.0
		ら同郡同村		21. 7	
		同大字同字			
		1060番24地			
		先まで			

宮崎県告示第 901号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年11月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	供用開始の期日				
番号	種 類	11 19K 1	[E]	一円 円 円 円 円 円 円 円 円 円				
27	27 県道		宮崎市清武 町加納字上 平野甲2248 番1から同	令和3年11月15日				
			市同町加納 字大入甲21 98番4地先 まで					

宮崎県告示第 902号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥越-1地区
 - (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱20号までを順次結 んだ線及び標柱1号と標柱20号を結んだ線により囲まれた土地 の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標	柱	の	存	す	る	土	地		
1	宮崎市	宮崎市大字浮田字鳥越2702番									
2	"	"		"	270	2番					
3	"	"		"	270	2番					
4	"	"		"	270	2番					
5	"	"		//	270	2番					
6	"	"		"	270	2番					
7	"	"		"	270	2番					
8	"	大字柏	原字	倉瀬	頁 30	7番:	1				
9	"	"	字	達材	t 25	9番:	1				
10	"	"	字	達材	t 25	9番:	1				
11	"	大字浮	田字	2鳥起	支272	2番4	4				
12	"	"		"	271	8番:	1				

13	"	"	//	2719番3
14	"	"	"	2710番 1
15	"	//	"	2710番 2
16	"	"	"	2703番
17	"	"	"	2703番
18	"	//	//	2700番
19	"	"	"	2700番
20	"	"	"	2700番

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第88条第1項の規定により、川間西地区県営土地改良事業(小林市、県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型))に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和3年11月15日から令和3年12月14日まで
- 3 縦覧場所 小林市役所野尻庁舎地域整備課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。